

# 平成30年3月22日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日 時	平成30年3月22日(木) 午後3時
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後4時18分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岸 川 紀 子
学 務 課 長	須 藤 浩 司
指 導 室 長	横 山 圭 介
すみだ教育研究所長	石 原 恵 美
地域教育支援課長	岡 本 香 織
ひきふね図書館長	高 村 弘 晃

## 2 議題について

### (1) 議決事項

- 第1 議案第12号 墨田区教育委員会いじめ防止プログラムの改正等について
- 第2 議案第13号 行政財産の使用許可(東吾嬬小学校)について
- 第3 議案第14号 学校(園)医等の退任・感謝状の交付及び委嘱について
- 第4 議案第15号 平成31年度使用小学校教科用図書及び中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の方針について
- 第5 議案第16号 学校運営連絡協議会制度の一部改正について
- 第6 議案第17号 文化財の登録について
- 第7 議案第18号 文化財の種別及び名称等の変更について
- 第8 議案第19号 登録文化財の追加登録について

### (2) 報告事項

第1 教育課題の進捗状況について（資料1）

第2 「平成28・29年度 墨田区児童生徒の健康白書」の刊行について（資料2）

### 3 会議の概要について

**教育長** それでは、教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は浅松委員にお願いします。本日は、議決事項8件、報告事項2件を予定しております。本日の日程ですが、議案第17号から19号は、行政運営上の審議情報にかかわる案件であることから、秘密会として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**教育長** それでは、議案第17号から19号の審議については、秘密会として執り行うこととします。なお、会議の進行については、議案第12号から16号及び報告事項が終了した後、秘密会に入ることとします。

#### 議決事項第1・・・資料P1、別冊1・2

議案第12号「墨田区教育委員会いじめ防止プログラムの改正等について」を上程し、庶務課長及び指導室長が資料のとおり説明する。

**教育長** ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

（質疑、意見なし）

**教育長** それでは議案第12号は、原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

**教育長** それでは、原案どおり決定します。

#### 議決事項第2・・・資料P2～7

議案第13号「行政財産の使用許可（東吾嬬小学校）について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

**教育長** ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

（質疑、意見なし）

**教育長** それでは議案第13号は、原案どおり許可することにしたいと思いますが、ご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

**教育長** それでは、原案どおり許可します。

#### 議決事項第3・・・資料P8～11

議案第14号「学校（園）医等の退任・感謝状の交付及び委嘱について」を上程し、学務課長が資料のとおり説明する。

**教育長** ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

（質疑、意見なし）

**教育長** それでは議案第14号は、原案どおり交付及び委嘱したいと思いますが、ご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** それでは、原案どおり交付及び委嘱します。

#### 議決事項第4・・・資料P12～18

議案第15号「平成31年度使用小学校教科用図書及び中学校「特別の教科道徳」教科用図書採択の方針について」を上程し、指導室長が資料のとおり説明する。

**教育長** ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

**坂根委員** 資料の17ページ「1 教科書の調査・研究及び検討」「(1)各学校における教科書の調査・研究」に「調査期間は、原則として平成30年5月17日(木)から6月11日(月)までの間とする。」とあって、その後「(2)墨田区立中学校「特別の教科道徳」教科用図書調査委員会による調査・研究」に「調査委員会は、6月8日(金)までの間に、3回以内の回数で開催する。」とあります。これは、調査委員会は6月8日(金)までに調査を実施した内容を検討委員会に報告するけれども、調査期間は11日(月)までということなのですか。

**指導室長** (1)に書かれている「調査期間」というのは、独自の調査を行う調査委員会の開催期間と並行して行われる、各学校における教科書の調査期間のことで、こちらは21日(木)までに検討委員会に報告するとしています。

**坂根委員** 調査委員会の開催回数が「3回以内」とありますが、以内とはどういう意味でしょうか。

**指導室長** 必要に応じて3回まで設定するとしておりますが、調査委員会の調査状況によっては、3回まで開催する必要がない場合もありますので3回以内と表記しています。

**坂根委員** 必要な開催回数がそれ以上ということはありませんか。

**指導室長** 開催回数の設定を判断するのは正直難しい部分であると考えていますが、この調査委員会及び各学校からの報告を受けた後は、検討委員会による検討期間を控えていますし、全体スケジュールの時間的制約も鑑みますと、調査委員会の開催についてはそれ以上の回数を想定しておりません。

**坂根委員** 3回以内が適当であるという根拠はあるのですか。3回以内というのは、つまり時間がないということですか。

**指導室長** 教科書採択に向けた全体スケジュールの時間設定の中で、調査委員会は学校の校長または副校長及び教員の代表により構成されるため、それほど多くの回数は必要ないと考えていますが、ただ、委員会を設置するにあたり回数をお示ししなければならぬため、3回程度が適当であると考えています。

**坂根委員** 「程度」というのなら分かるのですが「以内」とするのは、何か特別な意味があるのですか。

**次長** 大体、検討委員会の開催回数が3回程度行われていることから、調査委員会のほうも3回としまして、「以内」としているのは、全体スケジュールとの兼ね合いや調整が伴うことも考えられるため、設定としては3回程度とさせていただいております。

**坂根委員** それなら、「程度」でよいではありませんか。

**指導室統括指導主事** 申し訳ありません。3回程度を3回以内としているのは、検討委員会の場合は委員に支払う報償費の予算措置をしており、その積算回数を3回としているためです。

**坂根委員** そうということなら、わかりました。

**浅松委員** 資料の18ページ「主な流れ」の図の真ん中辺りに書かれている「展示会(アンケート

調査による意見募集)」で、日時が6月5日(火)～7月3日(水)とありますが、7月3日は火曜日です。それから、この流れ図の一番下に書かれている採択の期限ですが、8月31(木)とありますが、正しくは金曜日ですよね。

**教育長** 7月3日(水)となっているのは、日にちと曜日、どちらが正しいのです

**指導室長** 申し訳ありません。正しくは、展示会の日時の方が、7月3日(火)まで、採択の期限の方は8月31日(金)までです。

**教育長** では、資料の18ページについてですが、「展示会(アンケート調査による意見募集)」の日時を「6月5日(火)から7月3日(水)」を「7月3日(火)」に訂正し、「平成30年8月31日(木)までに採択」を「31日(金)までに採択」と訂正いたします。それでは議案第15号は、原案どおり定めたいと思いますが、ご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** それでは、原案どおり定めます。

### 議決事項第5・・・資料P19～20

議案第15号「学校運営連絡協議会制度の一部改正について」を上程し、指導室長が資料のとおり説明する。

**教育長** 先に確認しますが、「墨田区立学校運営連絡協議会設置要綱」の改正は教育長決定とするが、「学校運営連絡協議会制度」の一部改正について、その運営に関する基本的な方針について、教育委員会へ付議するという事によろしいですか。

**指導室長** はい、そのとおりです。

**教育長** では、ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

**雁部委員** この制度が始まったときは「学校運営協議会」という名称で「連絡」という語が入っていませんでしたが、現在、墨田区は「学校運営連絡協議会」という名称にしています。ほかの自治体はどうなのでしょう。墨田区が「連絡」と入れている理由がよく分かりません。

**指導室長** 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による学校運営協議会をコミュニティ・スクールと言いまして、この「法定コミュニティ・スクール」によらない学校については各自自治体で名称を付けています。よって、一概に「学校運営連絡協議会」という名称を使っているとは限りません。ただ、本区では、国が学校運営協議会を法律で規定した当初は「墨田区学校運営協議会」という名称を使っていましたが、文部科学省が学校評価ガイドラインを改訂した際に、学校運営協議会の性格や役割を明示したため、本区の実態と照らし合わせたところ法定要件を備えていない部分があったので、それとの混同を避け区別化を図るために「連絡」という語を加えて「学校運営連絡協議会」という名称に変えたという記録が残っています。

**雁部委員** 制度がもともと「学校運営協議会」ということで始まっているので、個人的な考えでは、名称に「連絡」という語はそもそも要らないと思っています。今回、制度の一部改正に伴い何が変わるのでしょうか。内容だけが変わるのでしょうか。

**教育長** つまり、名称についても「学校運営連絡協議会」から「連絡」を抜いて「学校運営協議会」とした方がよいということですか。

**雁部委員** 私はその方がよいと思います。

**指導室長** 国が示す「学校運営協議会」は、資料の20ページ「1 概要 <参考>」のとおり、「法定コミュニティ・スクールの要件」を備える必要があります。ただ、今回、平成29年4月に

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、コミュニティ・スクールの設置が努力義務化され、このような中、東京都が「法定コミュニティ・スクール」の設置を視野に、その過渡的なものとして今年度「都型コミュニティ・スクール」の導入・促進を進めることとしたことを受けまして、今回、本区の実態と合った「都型コミュニティ・スクール」の要件を備えた協議会とするため、現行の「学校運営連絡協議会」制度を一部改正するものです。よって、「都型コミュニティ・スクール」の要件を備える内容に一部改正しますが、国が示す「法定コミュニティ・スクール」の要件を備えるいわゆる学校運営協議会とは機能が異なる部分がありますので、法定との差別化を図るために、名称に「連絡」の語を引き続き入れることとし、名称は従前のとおり「学校運営連絡協議会」と考えています。

**教育長** つまり、現行の「学校運営連絡協議会」が、将来的に「都型コミュニティ・スクール」から「法定コミュニティ・スクール」になれば、そのときは、当然、名称も変わってくるということですか。

**指導室長** はい。

**教育長** 話を整理しますと、法律が改正されたことに伴いコミュニティ・スクールの設置が努力義務化されたことを受けて、今回、墨田区においては法律に定める要件は満たさないけれども、実態と合った「都型」にすることにしたので現行の制度を一部改正するが、名称については法定要件には足りない部分があるということで、内容の変更のみで「学校運営連絡協議会」という名称は変更しないということによろしいですか。

**指導室長** はい。

**坂根委員** 学校運営協議会の根拠は、何にあるとおっしゃいましたか。

**指導室長** 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」です。

**坂根委員** そこに「学校運営協議会」が規定されているのですね。

**指導室長** はい。

**雁部委員** 私がなぜその名称にこだわるかというと、「学校運営連絡協議会」という名称に変更してから何年か経ちますけれども、この名称に変えたことによって、一部では学校からの一方的な連絡事項で終わっているということを聞いています。制度が少し形骸化しているのではないかといった意見も寄せられています。この辺りの問題を考えますと、もう少し活性化させる必要があると思いますし、今回は内容の一部改正ということですが、それで本当に活性化を図ることができるのか疑問に思いましたので、少し意見を述べさせてもらいました。

**指導室長** 本制度の一部改正につきましては、本日の教育委員会で決定を受けた後、その運用に係る要綱改正をした上で改めて学校・園へ通知しますが、その際には、今、雁部委員から頂戴したご意見も踏まえ、学校・園に対して改正された内容をしっかりと伝えて、より有効にこの制度が活用されるよう働きかけていきます。

**教育長** 雁部委員からいただいたご意見は、学校と地域が一体となって取り組む重要性を意味していますので、今、指導室長が言ったように事務局から働きかけるにあたっては、本制度の改正通知と合わせて、校長会等でもきちんと説明していきたいと思います。雁部委員が懸念されている名称の問題については、将来的に本区のコミュニティ・スクールが、都型から法律に定める要件を備えたものに改正されるときに変更するというところによろしいですか。

**雁部委員** はい。

**阿部委員** 同じ資料の「1 概要 <参考>」で、コミュニティ・スクールの要件について、法定

の場合と都型の場合とを比較していますが、例えば の要件を比較してみると、学校の基本方針について法定では「承認」、都型では「協議」とあり、次の の要件を比較してみると、学校運営について法定では「意見」、都型では「協議」というように、文言が区別されています。これはどのような区別があるのですか。

**指導室長** 現在、本区では、学校長が学校運営の基本方針を提示したものに対して、いろいろなご意見をいただき協議した上で学校長が決定していくというものですが、これが法律に基づくコミュニティ・スクールになりますと、承認を受けなければならないという形になります。

**阿部委員** 承認が得られないという場合もあるのですか。

**指導室長** はい。承認しないことができるということになります。ただ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の中で、学校運営協議会に与えられた権限として学校運営について意見を述べられると明記しているので、そういう点では誤解を生じる可能性も考えられるため、本区ではあくまで協議という形を取りながら、その中でお互いの意見を反映させながら話し合っていくという形を取っており、少し柔軟性を持たせております。

**阿部委員** 実質的に、協議と意見は同じという趣旨ですね。

**指導室長** 意見を交わす協議ということです。

**阿部委員** わかりました。

**教育長** つまり、法定の場合は「意見」だけれども、本区の実態に合った都型の場合は「協議」なので、相手に対して一方的に意見を述べるだけでなく、示された意見について話し合い、その中であるときは状況説明をして理解を求めていくなどといった意味合いがこの「協議」の中には含まれているということです。

**浅松委員** 私は教育現場の経験の中で、学校運営協議会すなわち法定コミュニティ・スクールに携わっていました。今、お話があった「承認」とか「協議」のその辺りの中でもっと大事な点を言いますと、やはり教育課程や学校運営の方針というのは詳しい説明が必要で、それから学校予算もそうです。そういう部分で学校としてどのように取り組んでいくのか、これは学校経営です。それらについて説明をして、意見をもらって、最後は承認を得なければなりません。もちろん実際に協議もします。ですから、法定コミュニティ・スクールの要件である承認の前には当然協議もしますので、その辺は文言のニュアンスの違いだと思います。ですから、都型コミュニティ・スクールの要件にある協議というのが、逆に引っかかる部分もあるのですがそれは別として、いずれにしても東京都のやり方の中で、地域と学校との関係においてより一層親身になって相互で作っていきましょうという開かれた学校づくり、開かれた教育課程だと思います。先ほど、名称の話がありましたが、各自治体により異なっていて、例えば足立区の場合は「開かれた学校づくり協議会」という名称を使っています。よって、名称も自治体によって違いますので、その辺りはその名称が生まれたいきさつとか関係する濃密度とかといった、それぞれの地域の状況によって名称が付けられているのではないかと思います。

**教育長** いずれにしても、雁部委員が言われたように、地域の方とよく話をして協力関係を持つというのは非常に重要なことなので、その視点で取り組んでいきたいと思っています。また、浅松委員も言われたように名称ひとつ取ってもいろいろな形ができると思います。それから、制度が形骸化しているといった課題も出ましたが、墨田区はどちらかと言うと地域の方が学校に対して協力的だと思いますので、今回の改正内容の説明を含め、その辺について改めて指導室長のほうから校長会等で話をしてください。

**指導室長** はい。それから、学校評価のあり方についてもこの学校運営連絡協議会は大きな役割を果たしていきますので、制度の形骸化を防いでより効果的な活用がいろいろな場面で働くよう、今回の改正内容を学校へ示す際には、委員の皆様から頂いたご意見を踏まえた上で、きちんと周知していききたいと思います。

**坂根委員** 要綱の改正については、教育長決定で行われるということですが、今回の改正では、学校運営連絡協議会構成員の委嘱者をこれまでの校長から教育委員会に変更したり、協議内容に「学校運営に関すること」、「地域学校協働活動の企画・調整に関すること」を加えたりするとあり、改正前と比べて内容が大分変わりますけれども、この要綱が制定されたのは平成12年ということですが、現在18年経っています。これは例えば数年ごとに見直しが必要でしょうか。地域の方からもいろいろな意見が出されることもあると思います。毎年改正する必要はないのですけれども、今回は、法律の改正によるものということではありますが、この要綱を定期的に見直すといったことはあるのですか。

**教育長** 要綱等の改正を行うときは、今回のように法律の一部改正があったときなど、あるいは国の通知等により動きがあったときなどに見直し、必要な場合は改正するものです。ですから、毎年見直すというものではありません。

**坂根委員** 先ほど、雁部委員が言われたように、地域の方の意見を集約したものを一定程度プールしておいたものをまとめて、必要な場合は見直しを考えるとというようなことも必要だと思うので、毎年とかといったことではないのです。

**教育長** 私も、都立学校にいたときに墨田区と同じく「学校運営連絡協議会」という名称でやっていたことがあります。そのときも地域の方からいろいろなご意見を頂いたのですが、やはり実際に出来ることと出来ないことがあります。例えば、それが今年すぐには出来なかったとしても、来年以降には出来るかもしれないといったものの中にはありますので、それは全て学校の中において議事録といった形で記録を残し、検討事項としてきちんと控えています。今、坂根委員が言われたようなことは、既に各学校で現実問題としてやっていることだと思っています。大切なのは、要望に沿い難いことをただ聞くだけで放置するのではなく、実現できない理由をきちんと示すとか、あるいは少し検討する時間をもらうとかといった説明を怠らないことで、要するにお互いに理解していくということが重要であると考えています。

**指導室長** この学校運営連絡協議会につきましては、学校での開催状況だけではなくて、構成員から出された主だった意見等も事務局のほうで報告を受けておりますので、そのような中で毎年、各学校でどのような協議が行われているか、あるいは課題は何であるかといったことを見ることはできると思っています。

**教育長** 坂根委員が言われたことは、教育委員会としてではなく、学校の方でそれをどのようにしていくかということもありますので、今、坂根委員が言われたご意見の趣旨について、校長会等で説明するとききちんと伝えてください。地域の方などから頂いたご意見に対して学校は説明を怠らず、出来ないことに対してはきちんと理由を示し、あるいは代替策があれば提案するなどするようにと。回答を放置してしまうと、相手方は要望が通ったものと受け取ってしまうなどの誤解を招く事態を避けるためでもあります。

**指導室長** この学校運営連絡協議会では、協議内容の中で学校評価に関する点検をする、学校関係者評価をしていただいております。その中に学校長の経営方針等も含まれていますので、地域の方などから頂いたご意見がそういうところに反映できるものについてはそのように対応して

いきたいと思っています。また、学校では頂いたご意見に対する回答について、適切に対応しているものと思っておりますので、さらに周知徹底し、学校と地域の相互連携をより強めていくよう伝えていきたいと思えます。

**雁部委員** 今の教育長や指導室長の説明にフォローさせてもらうと、学校関係者評価をしてもらった結果、例えば余り芳しくないことがあった場合は、その点検評価結果を踏まえた上で、改善策や取組についての説明を学校運営連絡協議会でしっかり協議している学校も当然ありますので、その辺は随分変わってきていると思っています。今、教育長が言われたように、地域の方から言い放して終わるのではなく、それに対して学校側からきちんと回答してもらっています。地元で私がPTA会長をやっているときはそのように学校から適切に対応してもらっていましたので、きちんとやっている学校も当然あります。

**教育長** それでは議案第16号は、原案どおり改正したいと思いますが、ご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** それでは、原案どおり改正します。

#### 報告事項第1・・・資料P33～34

「教育課題の進捗状況について」、所管課長が資料のとおり説明する。

**庶務課長** (学校校舎等の改築・改修事業について説明)

**指導室長** (新学習指導要領への対応について説明)

**すみだ教育研究所長** (学力向上新3か年計画の実施について説明)

**すみだ教育研究所長** (幼保小中一貫教育推進計画の改定について説明)

**教育長** ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

**坂根委員** 「新学習指導要領への対応」にある「小学校英語パフォーマンステストの実施」について、どのような評価基準であるかとか、どういう質問内容なのかとか、担任は評価基準が示されている採点シートを基に評価を行うとなっていますが、担任がどの程度評価できたのかとか、そういうことも詳しく知りたいので教えてください。サンプルでも構いません、回答はこの場でなくても、後ほどでも結構です。

**指導室長** 後ほど、改めて教育委員の皆様に関係資料をお送りさせていただきます。

**坂根委員** それからもう一つ、それに対して、これは筆記試験だけではなくて、おそらくインタビューと自己紹介ですから、音声試験もあると思うのですが、その辺のものを例えば録音の保存はされていないと思うのですけれども、どういうふうに行ったかということについても知りたいです。

**指導室長** 既に学校の方では実施しておりますが、生のパフォーマンステストの音声をお示しすることは難しいと思えますので、工夫してそれに近い形で、何らかの機会を設けて教育委員の皆様にお示しできるように考えます。

**雁部委員** がん教育のゲストティーチャーというのは、各学校で人選をするのですか。

**指導室長** 基本的には、がん経験者の方の依頼に関しては、区の保健計画課を通じて調整をお願いしています。そのほかでは、例えばがん専門の医師を呼んだりするといった場合は、学校独自で手配する形も取っております。

**雁部委員** 経験者の方のがんの種類というのはいろいろあるのですか。

**指導室長** 依頼に当たっては、保健計画課の方で調整をしてもらっているので、がんの種類も様々ですが、今、種類別による資料を手元に用意しておりませんので、この場ですぐにお答えが出来か

ねます。

**雁部委員** 例えば乳がんだったら、一般的には女性特有のがんではありますが、それを男子児童にも聞いてもらうというのも別によいとは思いますが、がんの部位や症状によってそれぞれ受け取り方が違ってくると思うので、その辺も当然個人差もあるとは思いますが、何のがんかというのが事前に分かっている方がよいと思います。

**庶務課長** がん教育の2時間目に行くゲストティーチャーを招いての授業というのは、今、雁部委員が言われたように様々ながんのサバイバーの方を、保健計画課の方で候補として控えておりました、中には若年性のがんの方などもあります。学校側は自分の学校の授業にあわせていくつかの種類のがんからその経験者を選択することもできますし、あるいは授業の展開によってはDVDを活用した形にもできるようになっています。このように2時間目の授業構成については、授業計画の中で各学校が決められるような形になっています。

**坂根委員** 私は3年間、がん教育の授業を観ているのですけれども、若い方も男性の方もいらっしゃいます。それから今年行った東吾嬬小学校は去年と同じ方を招いています。都内の方ですけれども、かなりそういうところでお話なさっている女性の方です。ですから、年齢とかこの部位とかそういうことは色々だと思います。全部は分かりませんが、去年までは区の保健計画課が中心になっていたもので、そちらから今、庶務課長が説明されたとおりだと思います。

## 報告事項第2・・・資料P35、冊子は紙資料のみのため添付省略

「平成28・29年度 墨田区児童生徒の健康白書」の刊行について」、学務課長が資料のとおり説明する。

**教育長** ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

**浅松委員** 今、気が付いたのでお伺いしたいのですが、これは5年に一度ということで、第1号は30年前くらいになるわけですけれども、冊子の3枚目に「墨田区児童生徒の健康白書の概要及び担当部会」で項目ごとに概要が載っていますが、これは毎年取り上げられるテーマなのでしょうか。例えば「学校の環境衛生」で「夏期冷房に着目して」ということで、冊子の109ページに「換気」について書かれていますが、例えばそれは前の会ではまた違うテーマだったのでしょうか。

**学務課長** 基本的には、各部会で決めていただくのですけれども、薬剤師会さんは毎回テーマを変えられているところです。

**浅松委員** 例えば暖房の関係、あるいは加湿器といったことを過去にはやられていたのでしょうか。

**学務課長** 室内の空気環境とか、埃の状況とか、そういうテーマもありましたし、今回は夏期の冷房使用時の換気の必要性はどうかというような視点で設定されています。

**浅松委員** なぜ、今それを話したかと言うと、学校の環境衛生ってすごく大きな問題で、例えば冬の時期に学校の公開授業を参観したりしたときに、暖房がものすごく強かったり、逆に弱かったりと差がありまして、例えば墨田区の場合は加湿器というのは、特に学務課の方で設置を検討したりはしていないのでしょうか。

**学務課長** 現在はしておりません。

**浅松委員** 過去にもそういう検討はなかったのでしょうか。というのは、保護者の方から加湿器の話聞きまして、実態としても学校によって置いているところとそうでないところがあるようですが、加湿器と言うのは置けば乾燥を防ぐといったメリットだけではなく、例えばフィルタ

ー清掃等の衛生管理をきちんとしておかないと、逆にインフルエンザ等のウィルス拡散の元になってしまうなどのデメリットもあるとも聞きます。このように薬剤師会の方が教室の換気について検証するなど、学校としては頼るところがすごく大きいと思います。こういうデータが示されることで実証され、ものを言うのだと思うのですけれども、個別の実際の状況の部分と環境の部分というのがそれぞれありますよね。例えば、適切な温度設定とそれに対する体感温度との違いなど、そういうところも含めて学校薬剤師さんや養護教諭は、こういう白書作成に当たりどの程度検討されていくのかというのをお尋ねしたいと思いました。それとも薬剤師会に一任して、そのデータ収集を含めて一切そこで使命を与えられた上でまとめられるものなのでしょうか。

**学務課長** 今回はこういう形にさせていただいていますけれども、学校の環境衛生については、毎年学校薬剤師さんが環境測定をした結果を学校保健委員会で報告をしてもらい、現状や改善が必要な課題について学校長に報告をしています。その情報は教育委員会にも共有されまして、改善を図るべく対応が必要な場合には適切に処理しております。

**浅松委員** わかりました。これは墨田区独自でやられているのでしょうか。

**学務課長** そうです。

**阿部委員** 例えば墨田区と同じように5年ごとに、他の近隣の区でも同じようなことができれば比較ができると思うのですが、墨田区だけで完結しているということで、比べられるということはないのでしょうか。

**学務課長** これは区独自の施策でやっているものですので、ほかの区では事例がありません。

**阿部委員** この白書を活用して、子どもたちの健康や体力の向上に何か課題が見えてくるとすれば、5年に1回の見直しだとすると少し間隔が空きすぎるようにも思います。例えば課題が発生しても5年経つまで見直されなければ気付きも対応も遅くなります。その間に対策を講じるようなことは考えなくてもよいのでしょうか。

**学務課長** 環境衛生の部分でいえば、そういう指摘があれば関係者から当然情報は上がってきますし、あるいは児童・生徒個人の部分は健康診断のデータで、基準値外であれば個人検診につなげるといった形は取っています。どちらかと言うと、客観的な指標やデータと照らし合わせて、今こういう傾向にあるというのを把握することを目的とする資料だと考えています。この白書をもって直接何か指導をするというようなものではなく、参考データや資料的なものとして作成しているもので、学校関係者に対して墨田区の児童・生徒の、昨今の傾向や現状を知ってもらい考察してもらうための資料と位置付けています。

**坂根委員** 「子どもの健康と食生活」で、冊子の4ページからの「アンケート」は栄養士会が作っているのですか。

**学務課長** はい。

**坂根委員** 疑問点があるのですが、4ページの「問2 朝ごはんについて聞きます。」で「何を食べましたか。食べたものにをつけてください。」の選択項目の中に「主食」「主菜、副菜、汁物」「デザート、飲み物」とありますが、なぜ「果物」が入っていないのですか。

**学務課長** 果物はデザートのところになります。

**坂根委員** デザート？ デザートに果物ですか。これは朝ごはんでしょう。ちょっとこの種類分け自体がおかしいと思います。果物は果物とするべきだと思います。

**学務課長** ある程度、質問項目を統一的にしないと、経年で見ていかなければならないという内容を比較する理由もあります。

**坂根委員** 最初がこうだったということですか。

**学務課長** はい、ですからそこは項目を変更することができないので、ご了承いただきたいところ  
です。

**坂根委員** これは小学2年生から調査していますね。なぜ私が「果物」にこだわるかと言うと、「果物」というのは、非常に食生活に重要な意味を示すものだからです。例えば子どもの貧困について考えたとき、果物を食べているか、いないかというのが一つの傾向や判断の目安になることがあります。そういうところも考えたほうがよろしいのではないかということが疑問の理由です。それからほかにもう2点あります。まず1点目は「主食」についてですが、小学2年生がどのくらい理解できるかというのがありますが、アンケート調査の対象に外国籍の子どもや保護者も含まれているようですけれども、日本人は「主食」という概念を持っていますが、国によって主食という概念自体がない場合もあります。例えば「主食」はジャガイモ、あるいは特に無いと答える外国人も結構います。あるいはしいて言えばジャガイモかな、という回答もあると思います。次に2点目は、夏休みの食生活についての項目がここにはないのですが、夏休み中は当然給食がありませんので、それとの関連というのは、食生活の傾向を考えるためには非常に重要な部分であると思いますので、今後はそういうこともぜひ何らかの形で入れていただきたいと思います。

**学務課長** 今、いただいたご意見は、将来の検討事項として承知おきます。

#### その他1

**坂根委員** 1年間、事務局の皆様にはいろいろとありがとうございました。特にICT教育の面では庶務課を中心に尽力され、また指導主事の方も学校によく出向かれご指導いただいているということ感謝いたします。どうもありがとうございました。

**教育長** それでは、議案第17号から19号までを審議しますが、会議冒頭での取り決めにより、行政運営上の審議情報等に関わる案件であることから、秘密会として執り行うこととしますので、傍聴人の方はご退出願います。

(傍聴人退室)

秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり

**教育長** 以上で、教育委員会を閉会します。